

「第4期埼玉県教育振興基本計画（案）」に対する御意見と県の考え方

1 意見募集期間

令和5年10月16日（月）～令和5年11月15日（水）

2 意見の提出者数及び意見件数

108件（36人）

（内訳）

区分	人数	意見件数
郵送	1	1
F A X	1	1
電子メール	34	106
合計	36	108

3 意見の反映状況

区分	意見件数
A 意見を反映し、案を修正したもの	4
B 既に案で対応済みなもの	31
C 案の修正はしないが、実施段階で参考とすることとしたもの	41
D 意見を反映できなかったもの	9
E その他	23
合計	108

番号	大項目	中項目	小項目	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
1	第1章	2 第3期計画の検証	(1) 目標I 確かな学力の育成	埼玉県学力・学習状況調査にて、「2017年と比べて、2022年では小学校3. 3ポイント、中学校0. 3ポイント、それぞれ下降した」とあります。この結果は、この下に書かれている全国学力調査の結果からの「今まで積み重ねてきた各市町村や学校の学力向上に関する取組の成果が表れ、児童生徒の学力が着実に向上している」という解釈とは矛盾しております。この書かれ方ですと、2017年と比べて下降しているにも関わらず、着実に向上している、という結論に見えてしまい、誤解を与えかねません。全国の他の地域の学生との比較ではなく、県内での時系列的な比較の方が、より県での教育状況を正しく反映していますので、「着実に向上している」という表現は適切ではないと考えます。論理的に現状の評価を正しく記載していただくのがよいと思いました。	1	御意見を踏まえ、全国学力・学習状況調査の分析に関する記述を修正しました。	A
2	第1章	2 第3期計画の検証	(1) 目標I 確かな学力の育成	『「主体的・対話的で深い学び」の実践が、自己効力感ややり抜く力といった児童生徒の非認知能力などの向上を通じて、学力の向上につながる』とありますが、非認知能力はテストなどで数値化することが難しい内面的なスキルと言われています。確かに、非認知能力が高いと認知能力も高まる傾向は高いということもありますが、ここで正答率や学力の伸びのデータを非認知能力と結びつけて出すことは、違うように感じました。	2	埼玉県学力・学習状況調査では、数値化することが難しい非認知能力や学習方略を複数の質問から数値化する仕組みを採用しております。 また、平成28年度から令和元年度にかけて、「埼玉県学力・学習状況調査」のデータを、統計学や教科教育の専門的知見を有する研究機関へ提供し、分析を行った結果、「主体的・対話的で深い学び」の実践が、自己効力感ややり抜く力といった児童生徒の非認知能力などの向上を通じて、学力の向上につながる事が分かっています。なお、分析結果につきましては、以下の県ホームページに掲載しております。（ページ中段「埼玉県学力・学習状況調査のデータ活用事業」を御参照ください。） https://www.pref.saitama.lg.jp/f2214/gakutyou/20150605.htm 本調査の趣旨は、児童生徒の1年間の伸び（頑張り）を認め褒めることで、自信を持たせ学力の向上につなげていくものです。今後もこの分析研究の成果を踏まえ、児童生徒の学力向上を目指した授業改善を推進してまいります。	E
3	第1章	2 第3期計画の検証	(1) 目標I 確かな学力の育成	『学力を1 2段階中2段階以上伸ばした児童生徒の割合がやや下がっている要因は、小・中学校ともに「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善がまだ十分ではないことなどが考えられます。そのため、「主体的・対話的で深い学び」の実践を更に充実させることが必要です』とありますが、もう一つの解釈としては、埼玉県が推進してきた「主体的・対話的で深い学び」が、実は間違っていたものだった、ということもありません。埼玉県が推進してきた「主体的・対話的で深い学び」が適切に学力を伸ばすものであり、今後推進すべき、と結論づけることができる客観的な結果があるのであれば、その結果及びその説明がここに必要だと思えます。	1	御意見を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実践が学力向上につながることに係る記述を修正しました。	A
4	第1章	2 第3期計画の検証	(1) 目標I 確かな学力の育成	学力は結果であって、真に育成すべきは学意欲。どれだけ国語・算数・数学の点数が伸びたところで、「明日学校が急遽お休みです」と言われて大喜びするような子供を育ててしまっているのは学校の存在意義がない。こんな数値に一喜一憂させるから、現場の教員がただ点数を取れるテクニック伝授が教育だと考えてしまう。根本から評価基準を見直すべき。	1	県教育委員会では「学力」を基礎的・基本的な知識及び技能だけでなく、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の3つの要素を含めたものと捉え、その育成に取り組んでいます。「埼玉県学力・学習状況調査」の結果は、施策の成果の全てを表すものではありませんが、日々取り組んだ学習の成果を測る代表的な指標として記述しています。 学習意欲の向上は重要であり、第4期計画（案）でも、「児童生徒の学習意欲・学力向上の取組の推進」に取り組むこととしています。 「埼玉県学力・学習状況調査」では、非認知能力や学習意欲についても質問調査で聞き取っていることから、その結果も活用しながら、引き続き児童生徒一人一人の学習意欲・学力を伸ばす教育に取り組んでまいります。	B

番号	大項目	中項目	小項目	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
5	第1章	2 第3期計画の検証	(2) 目標Ⅱ 豊かな心の育成	規律ある態度に関する結果もポイントの下降が見られている中、その原因が本当にコロナ等による外的なものなのか、それとも県が推進してきた教育政策の失敗によるものなのか、適切に分析・解釈をして、将来に繋げていく必要があると考えます。	1	「規律ある態度」のうち、小学校2年生から中学校3年生までの8割以上が身に付けている項目数の割合が下降している要因につきましては、学年ごと・項目ごとの推移などを分析した結果として記載しております。 今後も、客観的なデータに基づく政策立案に努めてまいります。	C
6	第1章	2 第3期計画の検証	(2) 目標Ⅱ 豊かな心の育成	規律ある態度の要素に「登校時刻」が入る意味がわからない。起立性調節障害で悩む子供も多いことが明らかになってきている昨今、強制的に学校に通わせることを良しとする雰囲気は非常に危険。これを目指してしまうから、学校が子どもにとって義務になり、学ぶ楽しさが削がれる。親も学校に行くことを強制させようとしてしまう。登校時刻に生徒が学校に来ないのであれば、それは教育を提供している学校のコンテンツが貧相なだけであり、反省すべきは遅刻した子どもではなく、その程度の活動しか提供できない学校・教員。	2	「規律ある態度」の目標は、子供が社会の一員として守らなければならない決まりや行動の仕方を身に付け、時と場に応じて自ら行動し、責任のある態度がとれるようにすることを目指して設定しています。「登校時刻」は、時間を守って行動できるようになることを目指すための一つの目標であり、強制的に登校させることを意図したものではありません。起立性調節障害を含め、児童生徒一人一人の状況に応じて、「規律ある態度」の育成に取り組んでまいります。	E
7	第1章	2 第3期計画の検証	(2) 目標Ⅱ 豊かな心の育成	「豊かな心の育成」は、規律ある態度を身に付けることというだけではどうか。体験活動や道徳教育の中で、ワクワクしたり感動したり、いろいろな人と関わりを持ち、知らなかったことを知って理解を深めることが大事で、それ自体が心が豊かになることだと感じます。そういう機会を子どもたちがどれだけ持っているかも、指標にはなりません。	1	当該指標が第3期計画の目標Ⅱ「豊かな心の育成」の全てを評価できるものではありませんが、児童生徒の社会的自立に向けた教育の成果を示すものとして当該目標の代表的な施策指標に取り上げています。また、引き続き第4期計画（案）の施策6「豊かな心を育む教育の推進」の施策指標としています。 御意見のとおり、豊かな心の育成には体験活動や道徳教育も大変重要です。体験活動や道徳教育については、施策6「豊かな心を育む教育の推進」の主な取組「体験活動の推進」、「道徳教育の充実」において、それぞれの支援策を示しています。今後もこれらの取組の充実を図ってまいります。	D
8	第1章	2 第3期計画の検証	(3) 目標Ⅲ 健やかな体の育成	体力テストの結果もポイントの下降が見られている中、正しいデータ及びその解釈が必須と思います。	1	「埼玉県児童生徒の新体力テスト」の5段階絶対評価で上位3ランク（A + B + C）の児童生徒の割合が学校種別の目標値に到達した学校の割合が下降している要因につきましては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本県の調査結果などを分析した結果として記載しております。 今後も、客観的なデータに基づく政策立案に努めてまいります。	C

番号	大項目	中項目	小項目	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
9	第1章	2 第3期計画の検証	(3) 目標Ⅲ 健やかな体の育成	体力向上の指定校になっている我が子の通う学校では、毎日小学校低学年の子どもが筋トレを課されており、親が土日でも筋トレなどの数を数えて、出来栄を評価するチェックリストを提出させられている。 目的が数値を上げることに置かれ、体を動かすことが好きになるような取り組みとは思えない。目標値ありきでなく、体を動かすことが楽しくなるような手段を講じてほしい。	1	県では、児童生徒一人一人の「体力向上目標値」を設定し、体力向上のためのプログラムや資料を提案するなど、きめ細かな指導に取り組んでおります。また、体力テストの結果を小学校段階から毎年度継続して、本人・保護者・学校が共有し、活用することにより、児童生徒一人一人の成長を支え、一人一人の体力が確実に伸びる教育実践をしております。その結果、児童生徒が自分の健康や体力に関心を持ち、運動を楽しめる体育の授業や体育的活動を実践することにより、主体的に運動に取り組む児童生徒の育成を目指しております。 しかし、御指摘のように、数値を上げることを目的として、体を動かすことが好きになるような取組とは思えない状況は望ましいものではないと考えております。県では、体育の授業や体育的活動の改善や内容の充実などにより、運動好きな児童生徒の育成に取り組んでまいります。	B
10	第1章	2 第3期計画の検証	(4) 目標Ⅳ 自立する力の育成	自立する力の育成については、「自立する力」自体を直接調査した結果が皆無です。近年の教育政策では、自立する力は非常に重要視されているものだと思います。にもかかわらず直接調査した結果がないのは、将来に向けて適切な教育政策を策定することができないという、大きな問題が生じていると思います。インターンシップの実施状況だけでは自立する力を評価することができないため、適切に評価・検討が可能な調査を行う必要があると思います。	1	当該指標が「自立する力の育成」の全てを評価できるものではありませんが、職場体験やインターンシップの実施により、勤労観・職業観を育成し、働くことに対する望ましい見方や考え方が形成され、自立する力の育成に資するものであるため、自立する力の育成に向けた達成状況を評価する一つのKPIとして設定しています。 今後、当該指標の実績に加え、他の取組の実施状況も踏まえながら、自立する力の育成に取り組んでまいります。	C
11	第1章	2 第3期計画の検証	(4) 目標Ⅳ 自立する力の育成	キャリア教育は大事であるが、何でもかんでも早期から知らせることがよいことばかりではない。また、将来の目標を持つことについても学校で「目標を持ちなさい」と強制されて、少ない選択肢の中から無理やり目標を言わされている子どもが非常に増えてしまった印象がある。学生であるうちは将来のことを知ることは大切であっても、知識も未熟なうちに将来の目標を定めさせるのは愚策。もっと自由に学ぶべき。	1	県教育委員会では、児童生徒の発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を推進しています。 引き続き、児童生徒が明確な目的意識を持って主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、取り組んでまいります。	E
12	第1章	2 第3期計画の検証	(5) 目標Ⅴ 多様なニーズに対応した教育の推進	不登校の割合に今より低い目標値を設定するということは、「不登校を減らそう」という目標になってしまう。こんなことをするから、登校を強制させる悪しき流れが消えない。登校するもしないも子供の選が権利であり、それを強制させることは間違っている。	1	第3期計画においては、不登校児童生徒の割合を施策指標としていましたが、第4期計画（案）では、小・中学校に在籍する不登校児童生徒が学校内外の機関等で相談・指導を受けた割合を施策指標としています。 個々の不登校児童生徒に対して多様で適切な教育機会を確保するなど、状況に応じた支援に取り組んでまいります。	E

番号	大項目	中項目	小項目	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
13	第1章	2 第3期計画の検証	(5) 目標V 多様なニーズに対応した教育の推進	不登校の児童が増えている背景には、学級人数が過密で、先生にも余裕がないことで、厳しく統制するような指導や、寄り添った学習指導ができず、落ちこぼれて学校に足が向かない…ということがあると考える。 少人数学級を早期に進めれば、先生も一人一人に目が行き届き、不登校児の数も減ると考える。	1	小学校においては、国の基準に則り、学級編制基準を年次進行で40人から35人に変更しています。 また、学校教育をより充実させるためには、教職員定数の改善も必要と考えており、第4期計画（案）では施策1「一人一人の学力を伸ばす教育の推進」の主な取組「少人数指導などのきめ細かな指導の充実」において、国に対して教職員定数の増員を働き掛けるとしております。 国に対する働き掛けとともに、施策17「学校の組織運営の改善」の主な取組「学校における働き方改革の推進」を進めることで、教員の負担軽減を図り、子供と向き合う時間を確保し、教育の質の向上に努めてまいります。	B
14	第1章	2 第3期計画の検証	(6) 目標VI 質の高い学校教育のための環境の充実	質の高い学校教育のための環境の充実として、優れた教職員を確保することが重要な点は間違いなくとも思います。そのために必要なのは、近年叫ばれている、教員の職場環境の改善だと思われれます。その点についての言及が一切ないのは、基本計画として非常に評価を下げるポイントになるように感じます。若い世代の高校生や大学生が、教員の職場環境の劣悪性に気づいてしまった現在、職場環境の改善に対して県全体で組織的に取り組む姿勢を見せない限り、埼玉県に優れた教員志望者が集まることはないと思われれます。根本的な解決策の提案が望まれるところだと感じます。	1	教員の職場環境の改善につきましては、施策17「学校の組織運営の改善」の施策の方向性として、「教職員の長時間勤務の縮減を図り、子供と向き合う時間を確保し、教育の質を向上させるため、学校における働き方改革を推進します。」とし、主な取組として「学校における働き方改革の推進」を掲げております。 県教育委員会として組織的に取組を進めることで、子供と向き合う時間の確保や教員志望者の増加を図り、教育の質の向上に努めてまいります。	B
15	第1章	2 第3期計画の検証	(6) 目標VI 質の高い学校教育のための環境の充実	教職員が魅力的に感じられないというのは、労働時間の長さに対する対価が低いこともあると考える。教職員の魅力を発信するならば、魅力的な条件を提示しなければならない。賃金を上げ、労働条件を整備してほしい。 先生の余裕が子どもの余裕にも繋がる。	1	教職員も含めた県職員の給与については、人事委員会勧告により、民間の給与水準等との均衡を図っており、県民の代表として選ばれた県議会議員による話し合いの場、県議会での審議により条例で決定されます。そのため、計画に記載することは馴染まないと考えます。 県職員の給与その他の勤務条件について、社会一般の情勢に適應するよう、適切に対応してまいります。	C
16	第1章	2 第3期計画の検証	(7) 目標VII 家庭・地域の教育力の向上	親の学習の内容が抽象的。近い将来親となる中高生対象の「親になるための学習」がセンスがない。すべての子どもは親になるかならないかの選択肢がある。 少子化という大きな課題に対して、将来そうあってほしいロールモデルとして「親になる」ことが素晴らしいと刷り込みをしたい意図が感じられる。 そのためのふれあい遊びや子育て疑似体験という美味しいところどりの子育てイメージを子ども時代に植え付けたいのかと勘繰ってしまう。	1	「親になるための学習」は、対象となる中学生や高校生が親になると決めつけて行うものではなく、自分の家庭の大切さや、乳幼児とのふれあい方について、じっくりと考える機会となるものです。 「親の学習」を推進する中で、御意見を参考にさせていただきます。	C
17	第1章	3 教育を取り巻く社会の動向と社会状況の変化	(5) 教職員を取り巻く状況の変化	実態はここで示されている数値よりさらに悪いものを感じる。私の子供の通う小学校でも定時で教員が退勤する様子はまったく見られない。 地域と家庭の状況の変化を自覚しながら、小学校にて保護者の関わるものは昭和で一般的だった専業主婦がいる家族を想定したようなものが非常に多い。十分な変化ができていない。	1	学校教育を支える教員の働き方改革は、欠かすことのできない取組と考えています。 これまでも様々な取組を行ってきていますが、第4期計画（案）においても、施策17「学校の組織運営の改善」の主な取組として「学校における働き方改革の推進」を掲げており、保護者や地域の理解と協力を得ながら、取組を進めてまいります。	E

番号	大項目	中項目	小項目	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
18	第1章	3 教育を取り巻く社会の動向と社会状況の変化	(5) 教職員を取り巻く状況の変化	第1章 総論 (5) 教職員を取り巻く状況の変化について 教職員を取り巻く状況の変化はかなり、悪化している。要因はいつかがあげられるが、「時間外労働の増加」、「自殺行為をしている教職員」、「不祥事多発」などが考えられる。 教職員の働き方を見直しをするべきである。 例えば、教職員を退職した方々を臨時職員に採用し、業務内容を分担していく必要がある。さらには学校の掲示をしている広報・行事ポスター、掃除、雑務などに関しては嘱託職員（の活用）を頭に入れていただき、教職員の負担軽減に繋がるよう、努力してほしい。	1	教職員の働き方を見直すことにつきましては、施策17「学校の組織運営の改善」の主な取組として「学校における働き方改革」を掲げ、業務改善や専門スタッフの活用などを進めるとしております。 小・中学校においては、データ入力や掲示物の張替えなど補助業務を行う「教員業務支援員」を配置する市町村の支援を進めており、こうした取組によって、教職員の負担軽減を図り、子供と向き合う時間を確保し、教育の質の向上に務めてまいります。	B
19	第1章	4 取り組むべき課題	(1) 社会の激しい変化に対応するための資質・能力の育成	激しく変化することが分かっているのであればそれに対して「必要なスキル」は成立しない。それなのに、英語力、プログラミング能力、ナントカ力という要素を育成しようと躍起になり、教員は疲弊し、子供たちも押しつぶされていく。「何のために学ぶのか」を考えている時点で教育をわかっていない人間で策定した計画に見えてしまう。子どもが学ぶのは知的好奇心を満たす学びが楽しいからであって、学ぶことそのものが目的である。それを何かの目的を達成する手段として学びを位置付けてしまうから様々な矛盾が生じる。義務教育はそうした自由な学びを邪魔しないことを保護者に義務として課しているはずなのに、学びを義務付け、何か別の目的のためのスキル養成が学校の役割としているのが大きな誤り。子どもの学びは学ぶことそのものを楽しむことが唯一無二の目的であるはずである。この点についてもう一度よく検討していただきたい。	1	教育の目的は、教育基本法第1条において「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と規定されています。 本県では、「教育基本法」に基づく教育の使命を果たすため、将来の予測が困難な時代において、一人一人が豊かで幸せな人生を送るとともに、持続的に発展する社会の創り手となることを目指し、各施策に取り組んでまいります。	D
20	第1章	4 取り組むべき課題	(3) 質の高い学校教育を推進するための環境の充実	「取り組むべき課題」の中に教員の質の向上が掲げられていないことが問題。低い給与と過酷な労働環境ということが知られ、ほとんどの優秀な人材は教育業界から離れている。自治体として策を打つのであれば、給与を上げるなり、教員がやるべきでない仕事を教員免許を持たない作業員に回すなり工夫をし、教員の質の担保が必要な課題だと考えられる。ただでさえ疲弊している中で、現有戦力で理想を実現するのは不可能といえる。	1	「取り組むべき課題」の(3)「質の高い学校教育を推進するための環境の充実」において、学校教育の担い手である教職員の資質・能力の向上を図っていくことが求められる、としています。 第4期計画（案）では、施策16において教職員の資質・能力の向上について記述しているほか、施策17「学校の組織運営の改善」の主な取組として「多様な人材との連携・分担体制の構築」や「学校における働き方改革の推進」を掲げており、これらの取組を進めることで、教職員の資質・能力の向上を図ってまいります。	B
21	第1章	4 取り組むべき課題	(3) 質の高い学校教育を推進するための環境の充実	(3)質の高い学校教育を推進するための環境の充実 G I G Aスクール構想によって1人1台端末と高速通信ネットワーク等の I C T 環境の整備が飛躍的に進展しました、とある。確かにタブレットは1人1台貸与されたが、W i - F i 環境がない生活困窮家庭の児童は、タブレットを使った宿題もできず、更なる学力差が生じる実態がある。この現実への対応を要望する。	1	一部の市町村においては、通信環境のない家庭に対するの支援として、国の補助金などを活用した家庭用Wi-Fiルータの整備や、家庭における通信費にかかる就学援助事業等が行われております。 引き続き、県から各市町村に対し、家庭用Wi-Fiルータの整備やオンライン学習通信費に係る支援について働きかけてまいります。 県立高校においては、生活困窮世帯に対して、奨学のための給付金により通信費に係る支援を行っております。 県立特別支援学校においては、国庫補助金を活用し、家庭用Wi-Fiルータを貸与することで対応しています。また、家庭における通信費については、特別支援教育就学奨励費による支援を行っております。	B

番号	大項目	中項目	小項目	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
22	第1章	4 取り組むべき課題	(3) 質の高い学校教育を推進するための環境の充実	「取り組むべき課題」の「質の高い学校教育を推進するための環境の充実」の中に、特別支援学校の学校・教室不足の問題を記述する必要があると思います。県が教室不足対策事業として学校の新設を進め始めた2007年度と比較して県立特別支援学校の在籍者数は約2.1倍となっており、学校建設が追い付いていません。このため県内の特別支援学校の多くが、2000年代前半までの2倍、3倍の在籍数になっています。図書室、音楽室、作業室など特別支援学校にあつて当然の特別教室が普通教室に転用され、1教室に2クラス・3クラス分の子どもたちが詰め込まれる、出入り口が1か所の狭いスペース（元教材置き場）を教室としている等、学ぶ環境が劣悪です。「環境の充実」の課題に、これらの状況を記載する必要があると思います。	1	御意見のとおり、特別支援学校に在籍する児童生徒数は増加しており、特別支援学校の教室不足に対する施策は必要です。 特別支援学校の教室不足に対する施策につきましては、第2章、「目標Ⅴ多様なニーズに対応した教育の推進」中、「施策1-3 障害のある子供への支援・指導の充実」において、取り組むこととしております。 県教育委員会では、令和4年3月に埼玉県特別支援教育推進計画を策定し、県有施設等の活用による新設校の設置、高校内分校の設置などの特別支援学校の教育環境の改善を計画的に進めております。 こうした整備を着実に進むとともに、今後の児童生徒数の推移を踏まえ、新校の設置、高校内分校の設置や校舎の増築など効果的な手法を検討しながら、特別支援学校の教育環境の改善に取り組んでまいります。	B
23	第1章	4 取り組むべき課題	(3) 質の高い学校教育を推進するための環境の充実	「取り組むべき課題」に、教員不足の課題をあげる必要があります。4月から教職員の欠員状態で新年度をスタートするという学校が少なくありません。年度途中の病休代替、産育代替も見つかりません。定員を満たしていても大変な状況なのに、欠員補充がなければ負担が増大します。代替者の確保は県民の責任ではないでしょうか。今は、現場の学校に丸投げしています。産育休や病休者が出ることを想定し、教育に「穴」をあけない施策が必要です。	1	教員不足の改善を図る方策の一環として、令和5年度から、5月1日から7月31日まで産休、育休に入る予定の教員について、代わりとなる教員を年度当初から前倒しで任用できるようにしています。また、教員の経験はないものの教員免許を有し、学校での勤務を希望する一般県民を対象とした「ベーパーティーチャーセミナー」を開催するなど、教員の確保に努めています。 引き続き、教員不足への対策を実施する中で、御意見を参考にさせていただきます。	C
24	第1章	5 埼玉教育の基本的な考え方	(1) 基本理念	コロナ禍をまるで上手くいっていない言い訳のように書いているが、全く逆。凝り固まり、負のスパイラルを歩むしかなくなっていた教育界の常識を壊し、考え直させてくれたありがたい存在だといえる。それでもまたコロナ前に様々なことを戻そうとしている「前例踏襲」しかできない教員を淘汰しないと、教育界に未来はない。	1	御意見として承りました。	E
25	第1章	5 埼玉教育の基本的な考え方	(1) 基本理念	「何のために学ぶか」を子どもに考えさせないでほしい。将来のために学ぶというスタンスでいると学びは途端に退屈になり、意欲が削がれる。学び続け、成長し続ける人材を育てるためには「学ぶことは楽しい」を本心で言える教員・大人で囲むことが最善手。学ぶことをやめ、学びが何かの罰ゲームだと思っているような教員や親に接した子どもはほとんど意欲を削られ、自分の頭で考えることのできない人形と化していく。そんな人材が未来を創ることはできない。	1	御意見として承りました。	E

番号	大項目	中項目	小項目	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
26	第2章	施策1 一人一人の学力を伸ばす教育の推進, 施策4 技術革新に対応する教育の推進	(ウ) 児童生徒の学習意欲・学力向上の取組の推進, (イ) 科学技術等への関心を高める取組の推進	第2章 施策の展開 (ウ) 児童生徒の学習意欲・学力向上の取組の推進について 児童生徒の学習意欲・学力向上については、理数系の教科の学習率が低い。 理数系の教科の学力向上を図るには単なる学力向上だけではなく、総合学習の活用をし、科学施設・サイエンスショー等で勉強をすることが学力向上につながる。 行事を大切に、理数系の仕事に繋がるよう、努力にしていきたい。	1	御意見のとおり、理数系の教科についても、児童生徒の学習意欲・学力を向上させることが重要です。 第4期計画（案）では、施策4「技術革新に対する教育の推進」の主な取組として「科学技術等への関心を高める取組の推進」を掲げ、観察・実験等を通じた体験的な学習や課題解決的な学習などにより、科学技術や理科・数学等に対する子供たちの関心を高めるとしております。 こうした取組によって、理数系の教科についても、児童生徒の学習意欲・学力向上を図ってまいります。	B
27	第2章	施策1 一人一人の学力を伸ばす教育の推進	(I) 少人数指導などのきめ細かな指導の充実	特別な支援が必要な生徒たちが多いため、きめ細やかな指導を行うためには、せめて特別支援学校定数の倍、1クラス15人～16人が適正だと感じています。複数担任制にするという考えもあるかもしれませんが、教室に大勢の生徒がいるだけで、ストレスになってしまう生徒がいること、複数担任制の場合は教員の力関係などにより、思うような学級経営ができない可能性があることから、少人数の担副制が良いと思います。	1	学校教育をより充実させるためには、教職員定数の改善も必要と考えており、第4期計画（案）では施策1「一人一人の学力を伸ばす教育の推進」の主な取組「少人数指導などのきめ細かな指導の充実」において、国に対して教職員定数の増員を働き掛けるとしております。 国に対する働き掛けとともに、学習サポーターの配置、通級による指導などによって、多様なニーズに応じたきめ細かな指導に取り組んでまいります。	B
28	第2章	施策1 一人一人の学力を伸ばす教育の推進	(I) 少人数指導などのきめ細かな指導の充実	○すべての教科を担当が受け持つシステムを見直してほしい（小学校） 担任の先生それぞれの個性があるのは良いが、委縮しているクラス、楽しい雰囲気のあるクラス、などクラスごとの雰囲気が違いすぎて、雰囲気が合わないと感じる場合逃げ場が無くなってしまふ →先生にも得意不得意があるはず 得意な分野を受け持ったり、専門の外部講師を招いたりを積極的に行ってほしい（先生の負担軽減にもつながるはず）	1	県教育委員会では、教員の負担軽減を図りつつ、義務教育9年間を見通した指導体制を構築するため、小学校高学年における教科担任制の導入を推進しています。 第4期計画（案）でも、施策1「一人一人の学力を伸ばす教育の推進」の主な取組として「少人数指導などきめ細かな指導の充実」を掲げ、国に対して教職員定数の増員を働き掛けるとしており、きめ細かな指導の充実に、引き続き取り組んでまいります。	B
29	第2章	施策2 新しい時代に求められる資質・能力の育成	(ア) 児童生徒の情報活用能力の育成	情報活用能力の「情報」には、デジタル資料だけでなくアナログ資料の活用能力も含まれます。aには、ICT（情報活用教育担当）と学校図書館（司書教諭・学校司書）の活用が必要で（本義は、司書教諭が情報活用教育担当です）。「b 全ての教員がICTと学校図書館を効果的に活用した～」とすべきです。	1	児童生徒の情報活用能力の育成に当たっては、学校図書館にある資料も含め、様々な情報手段を活用した学習活動の充実を図ることが重要であり、そのためには、司書教諭や学校司書が果たす役割も大変重要であると認識しています。 情報活用能力の育成も含めて、各施策を実施する中で、御意見を参考にさせていただきます。	C
30	第2章	施策6 豊かな心を育む教育の推進	(イ) 体験活動の推進	施策6 豊かな心を育む教育の推進するための体験活動として、学校・園庭ビオトープの普及を入れていただきたいと思います。	1	自然とふれあうことは、子供たちの豊かな人間性や社会性を育むに当たって、有効な手法と考えています。 第4期計画（案）では、施策6「豊かな心を育む教育の推進」の主な取組「体験活動の推進」において、全ての児童生徒が、在学中に自然体験を含め様々な体験活動を行うとしています。 体験活動を推進する中で、御意見を参考にさせていただきます。	C

番号	大項目	中項目	小項目	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
31	第2章	施策6 豊かな心を育む教育の推進	(リ) 規律ある態度の育成	「規律ある態度」の達成目標を100%と示すなど、子どもと学校を規律でしぼるような施策は不要です。発達障害のある児童生徒など、集団でのルールを理解し、守れるようになるまでには、時間をかけた丁寧な指導が必要です。このような施策を示せば、学校に居づらくなる子が増え、不登校の児童生徒も増えることが明かです。県が示している「インクルーシブ教育」「多様なニーズに対応する教育」とも大きく矛盾します。	1	「規律ある態度」の目標は、子供が社会の一員として守らなければならない決まりや行動の仕方を身に付け、時と場に応じて自ら行動し、責任のある態度がとれるようにすることを目指して設定しています。児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな指導により、「規律ある態度」が身に付くよう取り組んでいます。なお、施策指標は児童生徒の8割以上が身に付けた項目の割合としています。	D
32	第2章	施策6 豊かな心を育む教育の推進	(カ) 持続可能な部活動の運営（施策10にも記載）	「持続可能な部活動」とあるが、部活動の指導から教員を切り離さないかぎり持続は不可能です。「学校主体の部活動」ではなく「地域クラブ活動」として、教員という立場以外の者（教員は「副業」として運営可能）による運営の推進を求めます。p93（カ）のように、生徒の活動を「目標IX 文化芸術の振興」「目標X スポーツの推進」に含め、幅広い年代の、広い地域での活動こそ、「持続可能」な形と言えるでしょう。そもそも、中学校の「退勤時間以降に下校時刻が設定されている」という状況自体が大きな問題です。その超過勤務時間のほとんどは「部活動」に費やされています。休日出勤も同様です。p28の「校務DXを通じた～」をいくら進めても、この問題点を無視しては、「働き方改革」になりえません。「目標VI」の達成も絵に描いた餅であり、P92の取り組みは焼け石に水です。	1	県では現在、学校と地域との連携・協働により中学生等の多様な活動の場と機会を提供できる環境を整備するため、検討を進めております。その実現に向けて、第4期計画（案）では御意見にある「目標IX 文化芸術の振興」「目標X スポーツの推進」など4つの目標に「地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備」を掲げ、取組を推進することとしております。こうした取組や、部活動の活動時間や休養日の適正化といった「持続可能な部活動の運営」を進めることで、生徒一人一人の健全な成長を目指すとともに、学校における働き方改革を進めてまいります。	B
33	第2章	施策9 健康の保持増進	(ア) 学校保健の充実	・制服の下に体操着を来て登下校するのは暑すぎて 体調を崩すので廃止して欲しい ↓ ・案として 5月から10月は 制服不要で 体操着登下校にする 等 希望 ウ 主な取組 案 (ア) 学校保健の充実：生徒の活動に適した生活習慣環境を提供する（気候に配慮し服装の幅を広める）等	1	各学校で作成する危機管理マニュアルの中で、熱中症対策も記載するよう促しております。また、文部科学省からの通知を受け、教育課程内外を問わず、熱中症事故防止のための適切な措置を講ずることとし、その中で、暑い日は帽子を着用し薄着になること等、服装に関し柔軟に対応するよう促しております。引き続き、「学校保健の充実」を実施する中で、御意見を参考にさせていただきます。	C
34	第2章	施策9 健康の保持増進	(イ) 妊娠・出産・不妊等に関する知識の普及啓発と性に関する指導の推進	性教育について 性教育は幼稚園から始めるべきだと思います。赤ちゃんができる仕組み、性行為とは何か、簡潔に教えれば子供はすんなり受け入れてくれます。 男性器・女性器の形を簡単な図で見せて説明をする。男の子と女の子、同じ部屋でそれぞれの性器の説明をする。日本の性教育はそこからだと思います。	2	学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づいて行っており、小学校以降、児童生徒の発達の段階を踏まえ、学校全体での共通理解と保護者の理解のもと、進めることとされています。発達の段階に応じた効果的な性に関する指導を推進できるよう努めてまいります。	C

番号	大項目	中項目	小項目	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
35	第2章	施策10 体力の向上 と学校体育 活動の推進	(イ) 体育的活動 の充実、(I) 持続 可能な部活動の 運営（施策6に も記載）	<ul style="list-style-type: none"> ・教育現場での 熱中症へ配慮が欠けている（現在の気象条件を 深く考慮されていない） ・文科省が定める基準が満たされていない日にも体育の授業が行われている ・基準は存在するのに 見極めの為の測定がされていないこと 明確ではないこと <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温暖化に適した授業展開に配慮 ・激しい運動は文科省の定通りに 気温・湿度を考慮して行う → 持久症などは冬期実施も検討する ・測定器等使用して 熱中症のリスクを取り除く を希望します 	1	<p>各学校では、文部科学省や県からの通知を踏まえ、適切に対応することとしており、暑さ指数計の活用などにより、気象条件に注意を払い、十分な休憩や水分補給の機会の確保などを行うこととしております。</p> <p>体育の授業等についても、夏場の高温などの気象条件に留意した計画を立てるよう県立学校や市町村教育委員会に通知しております。</p> <p>また、熱中症警戒アラート発令時などの特に気温が高い日においては、基本的に活動中止を前提に判断することとしております。</p> <p>引き続き、部活動を含めた体育的活動を実施する中で、御意見を参考にさせていただきます。</p>	C
36	第2章	施策13 障害のある 子供への支 援・指導の 充実	ア 現状と課題	<p>小児の高次脳機能障害について、周知啓発するために、75ページ、76ページの「発達障害を含む」を「発達障害、高次脳機能障害を含む」と修正し、P.128からの「用語の解説」のところに「高次脳機能障害」の説明を加えてください。</p>	1	<p>インクルーシブ教育システムの構築に向け、障害のある子供たちが必要な指導・支援を受けられるよう整備を進めてまいります。障害の種類は多数あり、国の資料などを参考にこのような表現にしています。高次脳機能障害については、教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援が行われるよう、取組の中で参考にしております。</p>	C
37	第2章	施策13 障害のある 子供への支 援・指導の 充実	(ア) インクルーシブ 教育システムの構 築の視点に立った 特別支援教育の 推進	<p>主な取組の中に、「インクルーシブな学校運営モデルの創設」を入れるべきだと思います。「インクルーシブな学校運営モデルの創設」は、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告（2023）の中で示されているものです。</p>	1	<p>共生社会の実現に向けて、障害の有無にかかわらず、全ての子供が共に学ぶ環境を整備すると同時に、一人一人の状況に応じた教育を進めることが重要です。</p> <p>「インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進」を実施する中で、御意見を参考にさせていただきます。</p>	C
38	第2章	施策13 障害のある 子供への支 援・指導の 充実	(ア) インクルーシブ 教育システムの構 築の視点に立った 特別支援教育の 推進、(イ) 教職員 の特別支援教育 に関する専門性向 上	<p>特別支援学級や通級指導教室の環境整備の施策が必要です。特別支援学級は1クラスの人数が増え、また在籍児童生徒の実態が多様になっているにもかかわらず、教員の配置基準は長い間変わらず、担当する教員の負担が増えています。校内で安易に臨時的任用の教員をあてる等、担当者の専門性も課題になっています。通級指導教室については、希望する児童生徒が希望する時間の通級指導をうけられる条件がありません。特に、希望者が13人以下の場合には担当教員を配置しない、25人までは担当教員の配置は1人とするという方針は、子どもたちのニーズに全く応じていません。</p> <p>「施策13 障害のある子供への支援・指導の充実」の項に、以下のことを盛り込むべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級への加配の充実、および専門性の確保を図る。 ・通級指導を必要とする子どもがいる学校に教室を設置することを基本方針とする。 	1	<p>特別支援学級や通級による指導については、国の標準を踏まえて教員を配置しております。また、研修機会や内容の充実、特別支援学校教諭免許状の取得促進などによって、担当教員の専門性向上を図っています。</p> <p>第4期計画（案）では、施策13「障害のある子供への支援・指導の充実」の主な取組「インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進」において、通級による指導や特別支援学級を含めた連続性のある多様な学びの場の整備を進めるとしています。また、「教職員の特別支援教育に関する専門性向上」を掲げています。</p> <p>特別支援教育の充実を図る中で、御意見を参考にさせていただきます。</p>	C

番号	大項目	中項目	小項目	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
39	第2章	施策13 障害のある子供への支援・指導の充実	(ア) インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進	<p>特別支援学校の学校不足・教室不足に対する施策が必要です。県内の特別支援学校の多くが、想定された在籍数の2倍、3倍の在籍数になっています。図書室、音楽室、作業室など特別支援学校にあって当然の特別教室がない、1教室に2クラス・3クラス分の子どもたちが詰め込まれる、出入り口が1か所の狭いスペース（元教材置き場）を教室としている等、学ぶ環境が劣悪です。子どもたちの多様なニーズに応えるためにも、対策を示していただきたいと考えます。</p> <p>「施策13 障害のある子供への支援・指導の充実」の項に、以下のことを盛り込むべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の新增設の計画を示す。 ・既存校を設置基準を満たした学校にしていくことを示す。 	3	<p>御意見のとおり、特別支援学校に在籍する児童生徒数は増加しており、特別支援学校の教室不足に対する施策は必要です。</p> <p>特別支援学校の教室不足に対する施策につきましては、第2章、「目標Ⅴ多様なニーズに対応した教育の推進」中、「施策13 障害のある子供への支援・指導の充実」において、取り組むこととしております。</p> <p>県教育委員会では、令和4年3月に埼玉県特別支援教育推進計画を策定し、県有施設等の活用による新設校の設置、高校内分校の設置などの特別支援学校の教育環境の改善を計画的に進めております。</p> <p>こうした整備を着実に進めるとともに、今後の児童生徒数の推移及び特別支援学校設置基準を踏まえた新校の設置、高校内分校の設置や校舎の増築など効果的な手法を検討しながら、特別支援学校の教育環境の改善に取り組んでまいります。</p>	B
40	第2章	施策13 障害のある子供への支援・指導の充実	(ア) インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進	<p>発達障害について相談先が無いことも問題です。東京都や愛媛県のように専門家を配置してください。保護者の支援も必要です。専門家がいれば、学校や先生もコンサルテーションが受けられます。</p>	1	<p>小・中学校及び高等学校等においては、特別支援学校のセンター的機能や臨床心理士など専門家による巡回支援の派遣を行い、特別な教育的支援を必要とする児童生徒や幼児への切れ目のない支援体制を整えております。</p> <p>切れ目のない支援体制を整える中で、御意見を参考にさせていただきます。</p>	C
41	第2章	施策13 障害のある子供への支援・指導の充実	(ウ) 特別支援学校などにおける医療的ケアの充実	<p>医療的ケアについて、「医療的ケア児支援法」が成立したもとでその体制整備が求められています。県内の特別支援学校では対象の児童生徒が増えているにもかかわらず、看護師・看護教員などの配置は不十分です。県独自で予算化し、必要な人員配置が行われることを含む、具体的な体制整備計画を明記してください。</p>	1	<p>県教育委員会では、非常勤看護師の時間数を増やすとともに、学校における安定的な看護師の配置方法についてモデル校における効果検証を行うなど、医療的ケアの充実に向けた取組を実施しています。</p> <p>第4期計画（案）では、施策13「障害のある子供への支援・指導の充実」の主な取組「特別支援学校などにおける医療的ケアの充実」において、学校における医療的ケアの充実を図るとしています。引き続き、安定的な看護師の配置方法について研究してまいります。</p>	B
42	第2章	施策13 障害のある子供への支援・指導の充実	(ウ) 特別支援学校などにおける医療的ケアの充実	<p>「施策13 障害のある子供への支援・指導の充実」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年9月に施行された「医療的ケア児支援法」の趣旨を踏まえ、医療的ケアを必要とする子どもたちが保護者の付添いがなくても適切な医療ケアその他の支援が受けられるようにするための具体的な施策を示す必要があります。また、「(ウ) 特別支援学校などにおける医療的ケアの充実」となっていますが、「など」とはなっているものの、通常の学校にも医療的ケアを必要とする子どもは、たくさん在籍しています。校種を問わずすべての学校の課題として施策を示す必要があります。 	1	<p>通常の学校にも医療的ケアを必要とする子供がいることは把握しております。その点を踏まえ、「学校における医療的ケアの充実を図ります。」とさせていただきます。</p>	B

番号	大項目	中項目	小項目	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
43	第2章	施策13 障害のある 子供への支 援・指導の 充実	Ⅰ 施策指標	<p>施策13の施策指標が妥当ではないと思います。理由は、3つです。</p> <p>①一般就労を希望していない生徒はこの施策の対象としていないという誤解を招きかねないと感じます。</p> <p>②希望通り一般就労できた割合が高いこと＝教育の充実としてしまうことに疑問です。学校は就労支援施設ではありません。</p> <p>③インクルーシブ教育システムに関連する指標（例えば交流及び共同学習の実態的な実施状況※ただし、学校で1人でも実施していれば「実施している」とするのではなく、子ども一人一人の状況を捉えられる指標にする）を選定する必要があるのではないのでしょうか。</p>	1	<p>当該指標が「障害のある子供への支援・指導の充実」の全てを評価できるものではありませんが、特別支援学校高等部生徒の一般就労の実現は、施策の方向性として掲げている、障害のある子供たちの自立と社会参加を目指したキャリア教育・職業教育を推進することの成果を示すものとして最適なものと考え、施策の達成状況を評価する一つのKPIとして設定しています。</p> <p>今後、当該指標の実績に加え、他の取組の実施状況も踏まえながら、障害のある子供への支援・指導の充実に取り組んでまいります。</p>	D
44	第2章	施策14 不登校児 童生徒・高 校中途退 学者等への 支援	Ⅱ 施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 起立性調節障害の患者数が増加しているにも関わらず 学校側は病気のへの理解度が低い 不登校生徒へ 制度のアナウンスが曖昧で、等しく利用の機会が与えられていない現実がある 学校内 全体で 起立性調節障害への理解が低い（サボっていると誤解されている） 不登校の生徒に対して 学校側から ICT利用のアナウンスをしてあげてほしい 教員による偏見や 理解不足を減らして欲しい 生徒さんにも 起立性調節障害を 理解をして欲しい <p style="text-align: center;">↓</p> <p>Ⅱ 施策の方向性：不登校生徒への理解も図る</p>	1	<p>起立性調節障害も含め、不登校の要因・背景は多岐にわたります。</p> <p>第4期計画（案）では、施策14「不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援」の主な取組として「不登校児童生徒への支援の推進」を掲げ、不登校児童生徒に対する早期の支援に努めるとともに、多様な学びの場の充実を図ることとしております。</p> <p>この実現には、不登校の要因・背景に関する知識を含む教職員等の理解促進や、本人の意思を十分に尊重した上で行われる支援情報の適切な提供に取り組むことなどが重要です。</p> <p>教職員への研修などの様々な機会を通じて、教職員等のより一層の理解促進に努めるとともに、不登校児童生徒への支援を推進してまいります。</p>	B
45	第2章	施策14 不登校児 童生徒・高 校中途退 学者等への 支援	(7) 教育相談活動の推進	<p>○学校とは離れたところで相談に乗ってくれる場が必要 支援室も校長先生の面接が必要という現実 →学校に不信感がある場合、学校の傘下であるシステムは選びにくい</p>	1	<p>本県では学校を介さずに相談できる場として、県立総合教育センターにおいて、電話相談や面談での相談を行っているほか、市町村教育委員会が設置している教育支援センター等でも相談を受け付けている場合があります。また、中・高生を対象にSNS教育相談も実施しています。（さいたま市立学校の生徒を除く。）</p> <p>第4期計画（案）でも、施策14「不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援」の主な取組として「教育相談活動の推進」を掲げており、引き続き取り組んでまいります。</p>	B
46	第2章	施策14 不登校児 童生徒・高 校中途退 学者等への 支援、施策 17 学校 の組織運営 の改善	(7) 教育相談活動の推進、(7) 多様な人材との連携・分担体制の構築	<p>困難な課題を抱えた生徒たちが集まる学校の教員の支援のために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣の他、保護者自身も問題を抱えている中で、学校で発生する諸問題の早期解決や適切な対応を図るため、弁護士など専門家も定期的に派遣し、教員へアドバイスをしたり、第三者として直接保護者などと面談してもらうことも必要だと思われます。</p>	1	<p>県教育委員会では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用した教育相談活動や、学校で発生する諸問題の早期解決等に向けた弁護士など専門家による個別相談を実施しています。</p> <p>弁護士など専門家が、第三者として直接保護者などと面談するとの御意見については、施策17「学校の組織運営の改善」の主な取組「多様な人材との連携・分担体制の構築」を実施する中で、参考にさせていただきます。</p>	C

番号	大項目	中項目	小項目	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
47	第2章	施策14 不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援	(イ) 不登校の未然防止の推進、(リ) 不登校児童生徒への支援の推進	不登校は、さまざまな要因でなっています。無気力だから不登校になるわけではありません。問題となる出来事があり、そのせいで無気力となり、学校に行けません。まずは、原因を取り除くこと。先生が嫌だ(滋賀県の調査では原因第1位)。友だちが合わない。勉強がわからない。子どもは、学校、クラス、担任、クラスメイトを選べません。気力が戻ったら、再登校に向けて準備を進める。休む時期、原因を取り除く時期、エネルギーをためる時期、再登校とそれぞれの段階に合わせた場所や対応が必要です。	1	不登校の要因は、多様化・複雑化しており、子供一人一人の実態に応じた適切な対応が必要です。第4期計画(案)でも、施策14「不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援」の主な取組として「不登校児童生徒への支援の推進」を掲げており、引き続き多様な学びの場の充実を図るとともに、児童生徒の置かれている状況等に合わせた適切な支援が行われるよう取組の充実を努めてまいります。	B
48	第2章	施策14 不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援	(リ) 不登校児童生徒への支援の推進	不登校などで学校に行っていない子どもたちのために学校以外にも居場所を作ってください。そして、勉強をしたい子には学習できる環境を保証してください。どの子にも読み書きそろばん、パソコンのスキルが身に付くように、カリキュラムを大きく変えてください。例えば、かけ算九九が出来ないまま中学生や高校生となり、社会に出ても自立するのが難しくなります。自尊心も大きく傷つけられます。	2	不登校児童生徒への支援における、学校以外の選択肢としては、フリースクールなどの民間団体のほか、市町村が設置する教育支援センターなどがあります。第4期計画(案)でも、施策14「不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援」の主な取組として「不登校児童生徒への支援の推進」を掲げており、引き続き多様な学びの場の充実を推進してまいります。	B
49	第2章	施策14 不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援	(リ) 不登校児童生徒への支援の推進	○公共教育として一人の子供についている予算を、学校以外の選択をした際に活用できるようにしてほしい(税金を公平に活用してほしい) →学校に行かない選択肢をした場合、返ってくるのは給食費くらい 学校以外の居場所を選ぶ際、経済的な部分がすべて保護者負担になる現実	1	義務教育段階における不登校児童生徒への経済的な支援の実施については、教育の機会均等の観点から国の検討結果を踏まえることが必要と考えており、令和4年度から国に対して、経済的支援の在り方を速やかに検討し必要な措置を講じるよう要望しております。「不登校児童生徒への支援」を実施する中で、御意見を参考にさせていただきます。	C
50	第2章	施策14 不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援	(リ) 不登校児童生徒への支援の推進	○子どもの人権を確保する 学校に行きたがらない子を担ぎ上げて無理やり連れていくこともある それは拉致ではないか	1	不登校や登校渋りがみられる児童生徒への支援にあたっては、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒の置かれている状況や不登校等となった要因などに応じて、休養期間を設けることも含めて適切に支援策を検討する必要があります。適切な支援が行われるよう、引き続き不登校児童生徒及び保護者への支援に対する基本的な考え方の周知を行うとともに、不登校児童生徒の支援に関わる教職員や保護者からの相談に応じられるよう学校内外の相談体制の充実を努めてまいります。	C

番号	大項目	中項目	小項目	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
51	第2章	施策14 不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援, 施策18 魅力ある県立高校づくりの推進	(I) 意欲に応える学習機会の提供, (ア) 社会のニーズに応える特色ある高等学校づくり	“(I)意欲に応える学習機会の提供”として“学校で不登校などを経験した生徒の意欲に応える学習機会を提供するため、高等学校において基礎・基本の学び直しの取組や定時制課程・通信制課程の教育の充実”を担うのは具体的にはどのような学校なのでしょうか？ 今後通信制課程のニーズが高まることは予想されますが、埼玉県のパロネーターや中学生に「全日制普通科に行きたい 行かせたい」というニーズは無くなりません。ただすでにそのような生徒の受け入れ先だった岩槻北稜高校、高校通級を実施していた鳩山高校、八潮南高校、皆野高校も統廃合が決まっていますが、おそらく新校は、そのような生徒たちの受け皿にはなれないのではないかと想像しています。 18 魅力ある県立高校づくりの推進には“(ア) 社会のニーズに応える特色ある高等学校づくり”とありますが、“障害のある子供や、不登校児童生徒、高校中途退学者等、経済的に困難な子供、日本語指導が必要な児童生徒、ヤングケアラー、L G B T Qの児童生徒など、多様なニーズを有する子供たちに対応し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援”をする高校は、どの高校が担うのでしょうか？ 普通科と特別支援学校間の新しい学校を開校することを望みます。	1	どの学校においても、多様なニーズへの対応は必要であり、学習サポーターの配置や特別支援学校のセンター的機能の活用など、各学校の実情に応じて対応しています。 魅力ある県立高校づくりを推進する中で、御意見を参考にさせていただきます。	C
52	第2章	施策14 不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援	(イ) 高校中途退学防止対策の推進	施策14不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援について 高校の中途退学の理由として「学校生活・学業不適応」の割合が高いとのことですが、子どもたちはどう感じているのでしょうか。高校中途退学問題に関して、一貫して学校側の環境は問わず、生徒への変化を求める姿勢しか記載がないことがとても気になります。 現状の学校は、全ての子にとっての適切な育ちと学びの場ではありません。学校と子どもの自殺との関連を考えると、その子にとっては「登校しない」ことを選択する必要がある場合が多くあります。 不登校が誰にでも起こりうる、問題行動ではない、登校復帰のみが目的ではない、という中で、生徒に対して「学校への適応能力の向上」という記載は、学校がその子にとって適応するべき場ではなかったとしても、生徒に問題があると捉え「適応するべきだ」という意味も含んでしまい、非常に危険だと思います。これを根拠にした現場での誤った指導が起こりかねません。 これから社会を作っていく子どもたちが学校で何を学んでほしいのか、それは不適切な場所でも自分を殺して適応することではないはず。基本計画には、子どもたちが安心して学ぶために、まずは学校がどうあるべきかを書くのが先なのではないでしょうか。	2	御意見を踏まえ、施策14「不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援」の現状と課題及び主な取組「高校中途退学防止対策の推進」の記述を修正しました。	A
53	第2章	施策14 不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援	(カ) 高校中途退学者等の社会的自立に向けた支援	現実的な中途退学者の支援を実現するには、個人情報保護の観点から難しいとは思いますが、転学ではなく退学した高校生の情報を集約する場所を作り、高校からそちらへ情報提供をする。そして報告を受けたら、その機関は退学した生徒の家庭訪問等をして、定期的にその生徒や家庭の状態を確認し、貧困やヤングケアラー、引きこもりや精神疾患などの問題を継続的にサポートし、高校中途退学者等の進学や社会的自立に向けて、関係機関と連携し、切れ目のない支援体制の構築が不可欠だと感じています。	1	御意見のとおり、高校中途退学者等への切れ目のない支援は重要です。 第4期計画（案）では、施策14「不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援」の主な取組として「高校中途退学者等の社会的自立に向けた支援」を掲げ、地域若者サポートステーションなどの関係機関と連携し、高校中途退学者等への支援が切れ目なく継続できる体制を整備することを示しています。 引き続き、高校中途退学者等への支援を実施する中で、御意見を参考にさせていただきます。	C

番号	大項目	中項目	小項目	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
54	第2章	施策15 一人一人の状況に応じた支援, 施策13 障害のある子供への支援・指導の充実	(イ) 日本語指導が必要な児童生徒への教育支援, (ア) インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進	外国にルーツがある子どもたちも学力の到達度に応じた支援や配慮が必要です。高校から行く学校や居場所がない子が大勢います。障害のある子どもたちのインクルーシブ教育や必要に応じて訓練や療育出来る環境も必要です。	1	外国人児童生徒や障害のある子供を含め、全ての子どもたちがその意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、一人一人の状況に応じた支援が必要です。 第4期計画（案）では、施策15「一人一人の状況に応じた支援」の主な取組「日本語指導が必要な児童生徒への教育支援」や施策13「障害のある子供への支援・指導の充実」の主な取組「インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進」において、それぞれの支援策を示しています。 誰一人取り残されず、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる共生社会の実現に向けて、一人一人の状況に応じた教育に取り組んでまいります。	B
55	第2章	施策16 教職員の資質・能力の向上	(ア) 優れた教職員の確保, (イ) 教職員研修と調査研究の充実	○社会経験がある先生を増やす 先生になるための過程として、社会人を経験する機会を作ってほしい →社会に出るとどんなことが必要なのかを先生が知っている必要がある	1	県教育委員会では、教員採用において、民間企業等で勤務経験のある方を対象とした特別選考を実施しています。また、初任者研修では、学校近隣の民間企業等における各種産業の参観・実習及び社会福祉施設での体験を通して、多様な教育活動の展開に役立てております。 第4期計画（案）でも、施策16「教職員の資質・能力の向上」の主な取組として「優れた教職員の確保」「教職員の研修と調査研究の充実」を掲げており、教員採用選考試験の工夫や教職員のキャリアステージに応じた研修などの充実に、引き続き取り組んでまいります。	B
56	第2章	施策16 教職員の資質・能力の向上	(ア) 優れた教職員の確保	教員不足の課題をあげる必要があります。今、4月から教職員の欠員状態で新年度をスタートするという学校が少なくありません。年度途中の病休代替、産育代替も見つかりません。定員を満たしていても大変な状況なのに、欠員補充がなければ負担が増大します。代替者の確保は県の責任ではないでしょうか。今は、現場の学校に丸投げしています。産育休や病休者が出ることを想定し、教育に「穴」をあけない施策が必要です。 「施策16.」に教員不足の対策として以下のような内容を盛り込むべきと考えます。 ・採用数を増やす。 ・教職員の臨時的任用者の比率を下げる。 ・県教委や市町村教委に、病休者などに対応できるような部署を設ける。例えば「教職員プール制」など。	2	教員不足の改善を図る方策の一環として、令和5年度から、5月1日から7月31日までに産休、育休に入る予定の教員について、代わりとなる教員を年度当初から前倒しで任用できるようにしています。また、教員の経験はないものの教員免許を有し、学校での勤務を希望する一般県民を対象とした「ペーパーティーチャーセミナー」を開催するなど、教員の確保に努めています。 引き続き、教員不足への対策を実施する中で、御意見を参考にさせていただきます。	C
57	第2章	施策17 学校の組織運営の改善	(ア) 多様な人材との連携・分担体制の構築, (イ) 学校における働き方改革の推進	教師、カウンセラーの充足をしてほしい。 パートタイム就業等も起用し、生徒一人辺り、教師一人辺りの負担を減らしてほしい。	1	学校教育をより充実させるためには、教職員定数の改善も必要と考えており、第4期計画（案）では施策1「一人一人の学力を伸ばす教育の推進」の主な取組「少人数指導などのきめ細かな指導の充実」において、国に対して教職員定数の増員を働き掛けるとしております。 また、施策17「学校の組織運営の改善」の主な取組「多様な人材との連携・分担体制の構築」において、専門スタッフなどの配置を進めるとともに、教職員との連携・分担体制を構築するとしております。これらの取組を進めることで、教職員の負担軽減を図り、子供と向き合う時間を確保し、教育の質の向上に努めてまいります。	B

番号	大項目	中項目	小項目	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
58	第2章	施策17 学校の組織運営の改善	(イ) 学校における働き方改革の推進	教員の業務の軽減化を図るため、県内小中学校に各校1名以上の事務職員の導入を支援してください。	1	県教育委員会では、学校における働き方改革の推進に取り組んでおり、教員の事務負担軽減を図るため、教員業務支援員を配置する市町村を支援しております。 「学校における働き方改革の推進」を実施する中で、御意見を参考にさせていただきます。	C
59	第2章	施策17 学校の組織運営の改善	(イ) 学校における働き方改革の推進	次期埼玉県教育振興基本計画の第一案に職員定数の増加を挙げて下さい。 定数増加により業務負担を減らし、効率的な業務遂行を図ることができます。 また、これにより、ストレスや過労からくる健康問題を軽減し、生産性の向上につながる事が期待できます。 職員のワークライフバランスも改善し、より高い仕事満足度を実現することができ、希望者の増加に繋がります。	1	学校教育をより充実させるためには、教職員定数の改善も必要と考えており、第4期計画（案）では施策1「一人一人の学力を伸ばす教育の推進」の主な取組「少人数指導などのきめ細かな指導の充実」において、国に対して教職員定数の増員を働き掛けるとしております。 国に対する働き掛けとともに、施策17「学校の組織運営の改善」の主な取組「学校における働き方改革の推進」を進めることで、教員の負担軽減を図ってまいります。	B
60	第2章	施策17 学校の組織運営の改善	(イ) 学校における働き方改革の推進	教職員は児童生徒に向き合う時間というのは日々どのくらいあるのでしょうか？ 雑務が多く、後回しになっているイメージがあります。もしそこまで手が回らない現状があるなら雑務のアルバイトを雇うのはどうでしょうか？ 各学年に2名程アルバイトがいれば教職員の負担も減るはずで。ぜひ検討して頂きたいです。	1	御意見のとおり、教職員の働き方を見直す必要があります。 第4期計画（案）では、施策17「学校の組織運営の改善」の主な取組として「学校における働き方改革」を掲げ、業務改善や専門スタッフの活用などを進めるとしております。 小・中学校においては、データ入力や掲示物の張替えなど補助業務を行う「教員業務支援員」を配置する市町村の支援を進めており、こうした取組によって、教職員の負担軽減を図り、子供と向き合う時間を確保し、教育の質の向上に努めてまいります。	B
61	第2章	施策18 魅力ある県立高校づくりの推進	(ア) 社会のニーズに応える特色ある高等学校づくり	「社会のニーズに応える」とありますが、県立高校の場合はその「ニーズ」や「特色」が公教育としての「公共性」を有しているかどうか、本当にこれからの社会のニーズなのかを十分に考慮していただきたいと思います。 具体的には、男女別学校の問題です。 別学校がどんなに特色ある教育内容を誇り、進学実績を語っていても、その男子校に女子は入学できません、女子高には男子は入学できません。別学校は常に（性別2元論での）片方の性にしか門戸が開かれていないのです。 実際には、10月の中学3年対象進学希望調査では、別学校の過半は倍率1倍を割っていますし、その傾向は数年前から続いています。同じ偏差値の場合は共学校の方が高い倍率になっています。すでに受験生の「ニーズ」は共学校にあることを示しています。 埼玉県の未来のために県立高校はすべて男女双方に門戸が開かれるよう希望します。	3	社会状況等の推移を踏まえた教育を実施していくという観点から、関係する方々の意見も丁寧に伺いながら、十分に検討してまいります。	C

番号	大項目	中項目	小項目	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
62	第2章	施策18 魅力ある県立高校づくりの推進	(7) 社会のニーズに応える特色ある高等学校づくり	本計画(案)に「社会のニーズに応える特色ある高等学校づくり」との記載があるが、県立高校における別学校は、本県の特色の一つであり、ニーズもあると考えている。学校行事などの県立学校の特色には、別学校ならではのものがある。多様なニーズの一つに「県立の別学校で学びたい」というものがあるので、このニーズに引き続き応えるようお願いしたい。	1	社会状況等の推移を踏まえた教育を実施していくという観点から、関係する方々の意見も丁寧に伺いながら、十分に検討してまいります。	C
63	第2章	施策19 子供たちの安心・安全の確保	(7) 県立学校施設の安全性の確保	全教室へのエアコン配置をしてほしい。	1	県立学校のエアコンについては、特別支援学校では全教室に設置しています。高校では、普通教室にはほぼ設置していますが、特別教室等一部の教室には未設置です。高校の特別教室等を含めた全教室へのエアコン設置については、多額の予算が必要となります。現在、県では限られた予算の中で、校舎の老朽化対策や特別支援学校の整備などを進めているため、エアコン設置については財源の見通しを立てていく必要があり、ただちに実施することは困難ですが、学校設置者として子供たちの安心・安全を確保できるよう努めてまいります。	C
64	第2章	施策20 学習環境の整備・充実	(7) 県立学校施設の整備推進	施策20 学習環境の整備・充実 イ 施策の方向性に追加してほしいこと ● 温暖化の影響で学校が暑い。クーラーの設置はもちろんのこと断熱化も進める必要がある。 ● 学校の汚い、暗い、臭いトイレを快適な空間に変えてほしい。子どもが落ち着いて排泄し、束の間ホッとできる空間になるようにしてほしい。	1	県立学校の断熱化やトイレの改修については、大規模な改修を行う際に併せて実施しております。県立高校では、普通教室にはほぼエアコンを設置していますが、特別教室等一部の教室には未設置です。全教室へのエアコン設置については、多額の予算が必要となります。現在、県では限られた予算の中で、校舎の老朽化対策や特別支援学校の整備などを進めているため、エアコン設置については財源の見通しを立てていく必要があり、ただちに実施することは困難ですが、学校設置者として子供たちの安全で快適な学習環境を確保できるよう努めてまいります。	C
65	第2章	施策20 学習環境の整備・充実	(7) 県立学校施設の整備推進	施策20 学習環境の整備・充実 イ 施策の方向性に追加してほしいこと ● 県内すべての学校の女子トイレに生理用品を置いてほしい。 短い休み時間の中で、保健室までナプキンをとりに行き、替えるのは大変なこと。生理の貧困という問題も浮き彫りになっている中、トイレットペーパーのように生理用品を置く埼玉が実現すれば、人口増加するのではないかとと思うくらいインパクトがある。生理用品の女性の生涯支出は1人あたり25～40万と言われる。 進んだ埼玉をアピールするためにも取り入れてほしい。	1	県立学校（男子校は除く。）では、児童生徒や学校の実情に応じて女子トイレ等に生理用品を配置しています。また、市町村立学校においては、各市町村教育委員会が学校の実情に応じて対応しています。引き続き、生理用品を配置するに当たって、御意見を参考にさせていただきます。	C
66	第2章	施策20 学習環境の整備・充実	(9) 県立学校のICT環境の整備	モデル校では授業にICTを活用している事例も確認できますが、特定の学校での授業をグレードアップさせることのみ注力しており、通常の対面・紙の教科書が利用し辛い児童の対応が遅れているように感じます。特別支援学校でのデジタル黒板やマルチメディアデジ教科書の活用事例を、通常学級にももっと取り入れる働きかけが必要です。	1	ICT活用事例については、特別支援に係る活用も含めウェブなどで公開しております。ICT機器やデジタル教材といったICT環境の整備は、学びの個別最適化のためにも重要です。「県立学校のICT環境の整備」を実施する中で、御意見を参考にさせていただきます。	C

番号	大項目	中項目	小項目	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
67	第2章	施策2.1 私学教育の振興	(イ) 私立学校の保護者負担の軽減	私立高校の助成金を都内（千葉神奈川など他県）の高校に通う子どもを対象にして欲しいです。今のところ、埼玉県教育環境は良いとはいえません。今後良くなる可能性はあるのかもしれませんが今現在通学している子どもにとっては、今しかないのせめて助成金くらいは平等にお願いします。	1	現在、県内外を問わず私立高校に通う年収590万円未満世帯に対しては、国の就学支援金制度により授業料の実質無償化が実現しております。更に、県内私立高校に通う年収590万円から720万円までの世帯に対しては、県内私立学校振興の観点も踏まえ、県独自の父母負担軽減補助制度により実質無償化を実現しております。年収590万円以上の県外私立高校へ通学する世帯に対する授業料補助については、関東近県では東京都のみ、全国では3つの自治体のみが実施しているところです。このように、自治体間の補助制度はそれぞれ異なることから、年収590万円以上の県外私立高校へ通学する世帯に対する補助については、国が全国一律に拡充を図るべきと考えております。そのため、就学支援金制度を拡充し、所得要件の緩和や支給限度額の撤廃を図るよう全国知事会とも連携をし、国に要望を行っているところです。引き続き、国への要望を実施する中で、御意見を参考にさせていただきます。	C
68	第2章	施策2.2 家庭教育支援体制の充実	ア 現状と課題	ア 現状と課題 ギガスクールや学校の働き方改革、新しい学習指導要領など、変化する公教育についてその情報が家庭に届いていないことで、公教育の現場との意識格差が生じています。 イ 施策の方向性として 教育委員会から発信していただくことが、家庭教育の学びとなり、意識や教育力の向上につながると考えます。そのための連絡ツールや発信手段におけるDXは、現場レベルでは難しいため、行政として注力をお願いしたいところです。	1	コミュニティ・スクールは学校と保護者や地域住民が学校の目標やビジョンを共有して地域とともにある学校づくりを推進するものです。推進に当たっては学校や地域の現状を共有することが重要です。県教育委員会では、デジタルツールを含めて学校と保護者・地域が情報共有するために有効な事例があれば市町村教育委員会等に積極的に発信してまいります。	C
69	第2章	施策2.2 家庭教育支援体制の充実	(フ) 「親の学習」の推進	「d 市町村、幼稚園・保育所・認定こども園やPTA、企業などとも連携して、多様なニーズに応じた家庭教育に関する学習の機会を設けます。」から、PTAの除外を求めます。PTAは任意の団体であり、市町村や園、企業と異なり、昨今の個人情報保護法や子ども基本法など、法体制もDXも整備されておらず、その重責を負うことができません。ましてや支援されるべき当事者家庭までもが学習の機会を設ける立場として、家庭教育の時間と労力を削る状況となっており、本末転倒の事態となっております。このような苦しさこそ自治体や福祉の扱うものであり、隣組制度的な自治には限界がきていると言えます。現状の家庭教育学級についても、PTAの委託契約は任意であることを自治体の教育委員会に周知ください。「親の学習」講座を当事者である保護者（PTA）に委託することで、様々な弊害が起こってきました。「地域全体で家庭教育を支える」とこと逆行した実態です。解消するためにPTA解散や、縮小が全国で相次いでおり、埼玉県も例外ではありません。PTA独自の活動を縮小することはできても、このように回数ノルマ的発想で自治体に家庭教育学級が課されるとすれば、委託を受けないPTAへの風当たりが強くなるのではないかと危惧しています。	1	県教育委員会は、PTA活動は任意の活動である認識のもと、PTA関係者等の求めに応じて指導助言や情報提供を行っています。また、「親の学習」についても、県民等からの要望に応じて家庭教育アドバイザーを派遣する形で実施しております。今後も好事例の紹介や指導助言などを通じてPTA活動の支援してまいります。	D

番号	大項目	中項目	小項目	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
70	第2章	施策2.2 家庭教育 支援体制の 充実	(ア)「親の学習」の 推進	「親の学習」とは何か。 現行の家庭教育学級は「保護者の学び」ゆえ、子どもの参加不可、多くの人が勤務時間である平日 日中の開催（自治体が開庁している日時）など事実上の制約があり、多様な家庭環境への配慮が なされておらず、P.T.Aでの実施が困難になっています。P.T.Aとしては学びの制約を設けず、こどもま んなかで親子で参加できる講座や安全対策など、社会で子供を支える活動にシフトすることが必要に なっております。では親子で参加できる講座は「親の学習」講座ではないのか、「親の学習」とは何なの かについても明示、周知いただきたくお願いします。この現状を踏まえ、委託契約を受けられないP.T.A があることも、教育委員会には留意いただきたいと思います。	1	県教育委員会で開催する「親の学習」は開発したプログラムを活用した参加型の学習であり、話し合 いや体験活動とおして、気付きや学びを深めていくことができるような内容になっています。 『「親の学習」プログラム集』と『「親の学習」プログラム集増補版』があり、中高生を対象とした6つのプロ グラムと、保護者を対象とした3.3のプログラムがあります（県のホームページにも掲載してあります）。 県教育委員会は平日日中に限らず、県民等からの要望に応じて家庭教育アドバイザーを派遣し、「親 の学習」を行っています。	C
71	第2章	施策2.2 家庭教育 支援体制の 充実	(ア)「親の学習」の 推進	「親になるための学習」とは何か。 栄養学や子育て論といった固有の家庭像の狭義にとどまらず、社会全体で子どもを見守る仕組みや、 多様性への配慮など多角的な視点であることを望みます。	1	「親になるための学習」とは、「親の学習」のうち、中高生を対象としたものです。 中高生対象としては、6つのプログラムがあり、家族や親になること等について考えるようなプログラムに なっています。（県のホームページにも掲載してあります）。家庭科や総合的な学習の時間、特別の 教科道徳などの授業の中で、教員と家庭教育アドバイザーがチーム・ティーチングで実施しています。 また、県教育委員会では家庭教育アドバイザーに対しては毎年フォローアップ研修を実施し、家庭にお ける新たな課題等へ対応できるよう努めています。	B
72	第2章	施策2.2 家庭教育 支援体制の 充実	(ア)「親の学習」の 推進	中学生や高校生を対象とした「親になるための学習」があるが、中学生や高校生の皆が親になるわけ ではない。近年出産しないカップルやシングルが多い中、女子は子どもを産むと決めつけて「親になるための 学習」の押しつけはよくない。	1	「親になるための学習」は、対象となる中学生や高校生が親になると決めつけて行うものではなく、自分 の家庭の大切さや、乳幼児とのふれあい方について、じっくり考える機会となるものです。 「親の学習」を推進する中で、御意見を参考にさせていただきます。	C
73	第2章	施策2.2 家庭教育 支援体制の 充実	(ア)「親の学習」の 推進	「親の学習」と言う言葉が度々出てきますが、いわゆる「親学」とは異なるものということでよいでしょうか。	2	「親の学習」は、子供発達段階に合わせた、埼玉県が独自に開発した「親の学習」プログラムを活用し て行うもので、いわゆる「親学」とは異なります。 「このように子育てをしない」と押し付けるものではなく、子育てに関して「どのようなやり方や考え方があ るか」を知り、「自分の家庭ではどのような子育てがより良いのか」をじっくり考える機会となるものです。	E

番号	大項目	中項目	小項目	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
74	第2章	施策2 2 家庭教育 支援体制の 充実	Ⅰ 施策指標	「親の学習」講座の年間実施回数が倍以上の目標になっている点について、誰がどのようにおこなう部分の増加を目標としているか。	1	家庭教育アドバイザーが就学时健康診断や学校の授業、公民館等で実施する子育て講座といった場で行われる「親の学習」講座の増加を目標としています。 なお、目標値が令和4年度の実施回数988回から倍増の2,000回になっていますが、これはコロナ禍前である令和元年度の実績（1,879回）を元に目標としているものです。	E
75	第2章	施策2 3 地域と連携・協働した教育の推進	(ウ) コミュニティ・スクールの設置と地域学校協働活動との一体的取組の推進（施策1 7にも記載）	地域活動における交渉事は自治体またはデジタル環境の整った事業的プラットフォームを設け、教職員業務からの分離を段階的におこなうことで、教育の質向上を推進していただきたい。物理的には学校を核としながらも、業務フローは校外に置くことが先5年の計画としては望ましいと思います。	1	左記提案については、「学校応援団の活動の充実」及び「コミュニティ・スクールの設置と地域学校協働活動との一体的取組の推進」を実施する上での参考とさせていただきます。 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。 学校運営協議会を設置することによって、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことを目指し、設置を推進しています。 また、地域学校協働活動については、各市町村教育委員会等が地域住民に地域学校協働活動推進員やコーディネーターを依頼し、学校との打合せや関係者との連絡・調整などを担っていただいています。 県としても組織的・継続的な活動を可能とするため、複数のコーディネーターを配置することを推奨するとともに、市町村教育委員会の取組について好事例がある場合には、広く周知するなどしてまいります。	C
76	第2章	施策2 3 地域と連携・協働した教育の推進、施策8 人権を尊重した教育の推進	(ウ) コミュニティ・スクールの設置と地域学校協働活動との一体的取組の推進、(イ) 子供を性暴力の当事者にしないための教育の推進	○学校を閉鎖的でない開いた場にしてほしい 先生以外の大人が介入する機会を増やし、先生の負担を減らす、子供に目を行き届かせる（教員資格を持っていない大人も介入できるような場にする） →防犯の観点から、子供自身が自分の身を守る知識を早いうちからつける（性教育など）	1	児童生徒の教育環境を充実させるためには、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支える必要があります。 第4期計画（案）では、施策2 3「地域と連携・協働した教育の推進」の主な取組として「コミュニティ・スクールの設置と地域学校協働活動との一体的取組の推進」を掲げ、地域とともにある学校づくりを進めるとしています。 こうした取組によって、地域全体で子供たちの成長を支えていく社会の実現に努めてまいります。 また、第4期計画（案）では、施策8「人権を尊重した教育の推進」の主な取組として「子供を性暴力の当事者にしないための教育の推進」を掲げています。	B

番号	大項目	中項目	小項目	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
77	第2章	施策23 地域と連携・協働した教育の推進	(カ) P T Aなどの活動への支援	<p>わたしは小学校のP T A役員をしております。</p> <p>これまで研修の機会がたびたびありましたが、どれも必要性を感じておらず、わたしを含めた当校P T A役員はだれも参加しておりません。研修を受講し、理解を深め、それを活動に活かすのは理想ではあるのですが、過去と違って現代の保護者はとても忙しく、それに時間と気力を費やすほどの余裕がありません。</p> <p>本来学校と相互関係にあるべき立場であるにも関わらず、P T A会員の減少、各家庭の忙しさなどからその関係構築もままならず、学校も人手不足等で非常に忙しいため、その影響、しわ寄せが子供たちにかきています。(P T A主催の子供のためのイベントがなくなる、安全活動としての見守り活動がなくなる等)</p> <p>こういった現状はどの学校でも起きていると思われ、「P T Aにとって研修を充実させることが施策23の対策ではない」ことは明白です。こういった状況のなかで、施策23を遂行していくためにどうしたらいいか検討いただけないでしょうか。</p>	1	<p>県教育委員会では、子供たちの育成に関する研修の実施内容や方法を含めて、P T A等の活動に対し、県民や各P T A関係者等の求めに応じた指導助言や情報提供を行っています。</p> <p>P T Aの研修への県教育委員会の支援とは、P T Aが研修を実施される際に、県教育委員会から必要に応じて講師を派遣し、情報提供をするなどといった支援を想定しております。</p> <p>引き続き、P T A等の活動を支援する中で、御意見を参考にさせていただきます。</p>	C
78	第2章	施策23 地域と連携・協働した教育の推進	(カ) P T Aなどの活動への支援	<p>P T Aに必要なのは研修ではありません。保護者はいま、子どもと一緒にいる時間そのものが不足しており、研修により子どもとの時間を奪われることを望んでおりません。協働に必要なのは「新しい学習指導要領 生きる力」や学校の働き方改革など、まず現状を伝えることです。これを研修ではなく、個別最適な形で、いつでも見れるという環境にしていきたい。必要なのはDXと、教育委員会からの情報発信です。既読数が取れるようになれば、一次的な効果測定も楽になり、報告業務も軽減されるものと思います。</p>	1	<p>県教育委員会では、県民や各P T A関係者等の求めに応じた指導助言や情報提供を行っています。いただいた御意見については、「P T Aなどの活動への支援」を実施する中で参考にさせていただきます。</p>	C
79	第2章	施策24 生涯学び、活躍できる環境整備、 施策25 社会教育の推進	(イ) 県立図書館における県民のチャレンジ支援の充実、(ア) 新しい県立図書館の整備の検討・推進	<p>生涯にわたる学びの推進</p> <p>県立図書館の実態が47都道府県中で最悪。文化系だと思って熊谷に行くと、歴史書は全集で久喜に行ってくれと言われ久喜に行く。</p> <p>地方図書館から取り寄せが出来るが1週間かかる。間に合わない。</p> <p>場所も悪く、これでは県民も読書欲がわかない。また、埼玉県のように午後7時に終わるところも珍しい。特に、土日は午後5時と、とても県民を大事にしているとは思えない。</p> <p>ところが図書館の職員は全国でも最高レベルだと思う。誠実な対応が出来、また研究心が旺盛で、特にリファレンスの職員の対応とその実力は随一だと思う。職員を生かすように対応して欲しい。また、駐車場百台分は欲しい。</p>	1	<p>県立図書館の運営や、新しい県立図書館の整備の検討・推進を実施する中で、御意見を参考にさせていただきます。</p>	C
80	第2章	施策25 社会教育の推進	(ア) 新しい県立図書館の整備の検討・推進	<p>「新しい県立図書館の整備の検討・推進」として記載されている事項が、ただの図書館のデジタル化に留まっているように思えます。この機会に、生涯学習の重要拠点として、新しい県立図書館の設立を決定してください。</p>	1	<p>県教育委員会では、社会のデジタル化の進展など時代の要請に応じた図書館サービスを実現していくために、新たな時代に向けた埼玉県立図書館の機能や役割などをまとめた、「新埼玉県立図書館基本構想」を策定しました。その中で、新たな県立図書館が目指す図書館像として、「埼玉の地域資料の拠点となる図書館」「来館しなくても県民誰もがサービスを受取できる図書館」「県内図書館サービス全体の充実に資する図書館」「県民の新たな時代の学び・交流・創造を育む図書館」を掲げております。</p> <p>「新しい県立図書館の整備の検討・推進」を実施する中で、御意見を参考にさせていただきます。</p>	C

番号	大項目	中項目	小項目	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
81	第2章	施策2.5 社会教育の 推進	(1)多様な学習機 会の提供	近年、若者の孤立が、社会問題となっています。 若者同士が、学びあいを通して、仲間づくりができる場（居場所）を埼玉県で、つくっていくべきです。 イメージとしては、以前、埼玉県にあった、青年の家と同様な施設を想定しています。主に若者を対象とした施設で社会教育の専門職員（社会教育主事等）が、若者の学びを支援するスキームが必要です。	1	御意見のとおり、社会教育には、人々の「つながり」や「かかわり」を作り出す役割が期待されています。そのため、第4期計画（案）では、施策2.5「社会教育の推進」の主な取組として「多様な学習機会の提供」を掲げ、社会教育施設等の学習プログラムの充実を図ることとしています。 県立げんきプラザも含め、社会教育施設等において社会教育主事等が企画や助言をした様々な学習機会を提供し、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の実現を目指してまいります。	B
82	第2章	施策2.7 伝統文化の 保存と持続 的な活用		伝統文化の保存 埼玉県史の発行から随分時間がたった。県民の伝統文化の指針になる重要な資料である。早急に新編の発行を期待する。	1	御意見として承りました。	E
83	第3章	1 社会全 体で取り組 むための連 携・協働	(3) 家庭	(3) 家庭・・・ 「子供の基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自立心などを育てていくことが求められています。」とあるが、教育基本法10条は「生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」とある。そのため、教育基本法に記載のない「倫理観・自制心」を削除する。	1	県教育委員会では、家庭教育は全ての教育の出発点であり、子供の基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自立心などを育む上で大変重要な役割を担っているものと考えており、このような表現をしています。	D

番号	大項目	中項目	小項目	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
84	全体			<p>私個人が受けてきたものは、学力で優劣を決める教育やみんなが同じ方向を向くことが正しいとする教育でした。</p> <p>ですが、これからは子供の個性をつぶさない、活かしていく、認めていく教育をしてほしいです。また、子供たちが自主的にうごいたり、どうすれば解決するのかなどを考える機会を設ける授業を行ってほしいと思っています。</p> <p>非認知能力を伸ばすことの方が大切だと思っています。</p> <p>また、体験から学ぶことも多いので、そういった学習も面白いと思います。</p> <p>あと、質の低い授業は不要だと思います。例えば、教科書をそのまま説明する授業や、謎のルール、シャーペンはダメで鉛筆を使うこと、黒板を必ず丸写しをしろなど、当時は分かりませんでしたが、大人になった今だからこわかる、どうでもいいことだと感じています。</p> <p>夢物語かもしれませんが、教え方の上手な先生の授業を、ズームなどのオンライン授業で、多くの子供たち、埼玉に住む子供たち全員に届けるシステムがあるといいなと思っています。それが全国規模であれば、転校しても授業のズレがなかったり、不登校の子も同じように学べます。また、学級閉鎖などになったときも、影響は少ないように感じます。録画しておけば数年は使えませんか？先生の負担も軽減しそうな気がします。</p> <p>学校の役割は、集団行動やひととのコミュニケーション、多人数でしかできないこと、協力すること、運動することなどかな、と思っています。最近は学校の授業プラス塾にいき学習する、と聞きました。ますます学校の必要性が問われそうです。</p>	1	<p>第4期計画(案)では、計画全体に共通する視点として「誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進」を掲げ、全ての人が「長所・強み」を持っており、互いに認め合い支え合うことで、それぞれの持つ可能性が引き出されるという観点を学びに取り入れるという考えを示しております。</p> <p>また、同じく計画全体に共通する視点として「教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進」を掲げ、オンライン教育の推進などデジタルイノベーションへの着実な移行を目指す考えを示しております。</p> <p>こうした視点を各施策に反映し、学校における学びの質を深めてまいります。</p>	B
85	全体			<p>SDGsという思想世界観が明示される。「永続思想と世界観」としてより日本人の感覚に近い概念に置き換えることが望ましい。臨場感と生命力の高まる表現が進み、理解や納得と共感が増し稼働の程度を産む。</p>	1	<p>SDGsは2015年9月の国連サミットで全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標であり、日本においてもその達成を目指しているため、この表現としております。</p>	D
86	全体			<p>◎「想い」と「なぜ？」を大切に</p> <p>「決まりを守りましょう」「挨拶をしましょう」「人に迷惑をかけない」など、なぜそのきまりがあるのか、なぜ守らなければならないのか。その理由から、まずは大人が考え直す。それが必要だと感じています。</p> <p>「なぜ？」と一つ一つ掘り下げるのは時間もかかり面倒くさいです。これは親も子供も同じで、言われたことに従う方がある意味楽です。</p> <p>ですが「個性を大事にする」というなら、同じ言葉でも人それぞれ捉え方が違うことから許しあい、認めていくことが必要なのではないでしょうか。</p>	1	<p>第4期計画(案)の基本理念として「豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育」を掲げ、「県民の誰もが参画し得る生涯を通じた多様で深い学びによって、人生や社会の未来を切り拓く力を育むことを目指す」としています。</p> <p>「深い」という言葉は、「何のために学ぶのか」といったことを深く考えること、学んだことを相互に関連付けてより深く理解すること、自らの人生はもちろん家族や周囲の人々の人生、地域や社会がより良いものとなるよう、学んだことを生かすとともにその体験から学びを得るといふ、学びと世界が深くつながることの重要性を表現しています。</p> <p>この基本理念の下、各施策を推進してまいります。</p>	E

番号	大項目	中項目	小項目	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
87	全体			我々は長い間二次元の、それも見たことも、自分で感じたこともない事象や単なる写真、映像を丸暗記することで学習したと勘違いしてきた。国は早くからこの危機感を訴えてきた。この思いに、県としても応える時期が来ているのではないか。	1	第1章4「取り組むべき課題」において、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実が必要、としています。	E
88	全体			資料にまとまりがなさすぎる。142ページもの資料を公開し、「これに意見ください」をする大人の姿は、子どもたちに「相手の気持ちになって考えなさい」と教育する際の失敗事例として役立ってしまう。重要なことを要約する力のある有識者で計画を練ってもらいたい。いずれにせよ「何のために学ぶのか」を考えるような教育をしては未来を創る人材は生まれない。むしろこの教育方針に反抗したヤンチャな子どものほうが自ら学び続け、未来を創る人材になると期待できる。	1	御意見として承りました。	E
89	全体			「第4期 埼玉県教育振興基本計画（案）」を全部、読みましたが、文言があまり細かくて何を目的として教育振興基本計画を推進していくのかわからない。 県民の皆さまがわかりやすくするには、「埼玉県5か年計画」（埼玉県総合計画）のように、読みやすかったほうがいい。「第4期 埼玉県教育振興基本計画（案）」の文言を減らしてまとめたほうがいい。	1	御意見として承りました。	E
90	全体			第4期埼玉県教育振興基本計画（案）に書かれていることは全て机上の空論のように感じます。現場の意見は取り入れているのでしょうか？現場で働く教職員、幼稚園教諭、日々子育てしている母親父親から意見を汲み取った結果がこれなのでしょうか？ 私には埼玉県教育委員会が描いた理想を押し付けているようにしか思えません。 ぜひ幼稚園、小学校、中学校、高校に実際に出向き、先生方の声を聴き、実際にどのようなことで困っているのか、どのようなことが起こっているのか、自分たちが提示した埼玉県教育振興基本計画がどのくらい浸透しているのか現場に行って確かめてください。	1	第4期計画（案）の作成に当たり、現職の教員を含めた有識者会議を開催し意見を伺ったほか、PTAなど教育関係団体を対象としたヒアリング、教職員からの意見提案募集等を行っています。 計画の周知段階において、学校をはじめとする様々な主体に計画の内容が浸透するよう、取り組んでまいります。	E
91	全体			この案の量が多く、対するパブリックコメントの解答方法が煩雑で伝えるにも伝え辛い形式であったのが大変残念。 それぞれの項目に対して、ネット上で賛成、反対、修正意見を書き込めるようなフォームを作成してほしい。そうすれば、より広く意見が集まると思う。 また、この間子ども家庭庁で子ども当事者の意見を聞いているように、子どもの意見を反映する案作りのシステムも取り入れてほしい。子どもたちが願っていることに耳を傾けることが案の策定には大切だと考える。	1	御意見として承りました。 なお、第4期計画（案）の作成に当たり、県内の小学校4年生から高校3年生までの児童生徒を対象に、よりよい学校をつくるための意見募集を行い、2万件を超える御意見の提出がありました。引き続き、子供を含めた当事者の意見の反映に努めてまいります。	E

番号	大項目	中項目	小項目	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
92	その他			子供が3人います。給食費を無償にいただけるととても助かります。	1	給食費の無償化については、国において検討することが示されているところですが、現時点では、学校給食の実施に要する経費の負担については、学校給食法等で施設・設備に要する経費及び職員の人件費、光熱水費は学校の設置者が負担し、食材費は保護者等の負担とされております。学校給食費の補助や無償化については、学校の設置者が法の趣旨を踏まえ自主的に判断をするものとなっております。	E
93	その他			下着の色指定等の無意味な校則の撤廃をしてほしい。	1	校則は、各学校で校長の責任において定めているものです。下着の色指定等の校則は、児童生徒の人格と個性を尊重する観点及び社会通念上その是非が問われていることを踏まえ、積極的な点検・見直しを行うように、各県立学校長に指示したところ、現在では全ての県立学校で下着の色の指定の規定は廃止されています。今後も、継続的な校則の点検・見直しと適切な運用について、指導してまいります。なお、市町村立学校の校則についても、市町村教育委員会への情報提供などにより、継続的な点検・見直しを促進してまいります。	E
94	その他			制服を標準服とし、男女関係なく着られるようにしてほしい。	1	制服に関する規定は、各学校で校長の責任において定めているものです。制服について、社会的な状況及び性の多様性を尊重するという観点で、点検・見直しに取り組むように、各県立学校長に指示したところ、令和5年4月からは、県立高等学校の女子（女子タイプ）の制服において、スカートとスラックスの両方を全校で選択できるようになっています。今後も、継続的な制服の点検・見直しについて、指導してまいります。なお、市町村立学校の制服についても、市町村教育委員会への情報提供などにより、継続的な点検・見直しを促進してまいります。	E
95	その他			お給料の面はどうか？様々な施策は述べられていますが、教職員には仕事内容に見合ったお給料が支払われているのでしょうか？ 人間キレイ事だけでは仕事は続きません。相応の対価は支払われて当然です。それとも埼玉県教育委員会は給料の問題までは踏み込まないのでしょうか？	1	教職員も含めた県職員の給与については、人事委員会勧告により、民間の給与水準等との均衡を図っており、県民の代表として選ばれた県議会議員による話し合いの場、県議会での審議により条例で決定されます。そのため、計画に記載することは馴染まないと考えます。県職員の給与その他の勤務条件について、社会一般の情勢に適應するよう、適切に対応してまいります。	D
96	その他			以下のことを、今後小学校に求めます。 ・全教科置き勉 ・算数セットの貸与 ・体操着での登下校 ・ランドセルの自由化 ・宿題の必要性の見直し	1	御意見として承りました。	E

番号	大項目	中項目	小項目	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
97	用語解説	発達障害		発達障害、「注意欠陥多動性障害（ADHD）」とあるが、精神医学会が作成した精神障害の診断基準である「DSM」は、改訂を繰り返し、現在は「注意欠如／多動症（ADHD）」と言われています。	1	学校教育における発達障害者への支援などについて定めた、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）における発達障害の定義を引用しているため、このままの表現とします。	D